

## 船舶事故調査報告書

平成23年10月6日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 石 川 敏 行

事故種類	乗揚
発生日時	平成22年5月11日 05時35分ごろ
発生場所	三重県志摩市大王埼南西方沖 志摩市所在の麦埼灯台から真方位217° 3.9海里（M）付近 （概位 北緯34° 11.7′ 東経136° 48.0′）
事故調査の経過	平成22年6月30日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 すみほう丸、499トン 140883、住宝海運有限公司 69.60m×12.00m×7.37m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成20年10月19日
乗組員等に関する情報	船長 男性 44歳 五級海技士（航海） 免許年月日 平成元年6月1日 免状交付年月日 平成20年8月26日 免状有効期間満了日 平成26年5月31日 次席一等航海士 男性 47歳 三級海技士（航海） 免許年月日 平成4年11月18日 免状交付年月日 平成21年7月15日 免状有効期間満了日 平成26年7月14日
死傷者等	なし
損傷	船底部に凹損及び亀裂
事故の経過	本船は、船長及び次席一等航海士（以下「航海士」という。）ほか2人が乗り組み、コイル約1,749tを積載し、船首約4.00m、船尾約4.80mの喫水で和歌山県串本町潮岬を通過後、波浪の影響を和らげるため、陸地側に向けた針路に転じて北東進中、航海士が単独で船橋当直を引き継いだ。 航海士は、三重県尾鷲市九木埼 <sup>くき</sup> を通過後、徐々に右転し、航行目標を大王埼に定め、大王埼に近づくまではできるだけ現針路を維持しようと思いい、GPSプロッターで大王埼との距離を確認しながら、約10ノットの速力で自動操舵により東北東進中、平成22年5月11日05時35分ごろ、船底に衝撃を感じた。 航海士は、初めて航行する海域なので浅所の存在を知らなかったが、航

	<p>行中に予定針路上の浅所等を調査せず、また、GPSプロッターを長距離レンジに設定したため、予定針路上の浅所に気付いていなかった。</p> <p>船長は、衝撃を感じて昇橋し、船体を調査させたところ、異常を認めなかったため航行を継続できると判断し、愛知県名古屋港に入港した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 雨、風向 北東、風力 4、視程 約3M</p> <p>海象：波高 約2～2.5m、潮汐 下げ潮の初期</p>	
その他の事項	<p>本事故発生場所は、大王埼南西方沖の里中と呼称する浅所であり、海図W78によれば、水深が約3.9mであった。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、大王埼沖に向けて九木埼付近を北東進中、航海士が、大王埼に接近する針路に変針する際、初めて航行する海域であったが、予定針路付近の浅所等を調査していなかったことから、予定針路上にある浅所に気付かず、同浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、大王埼沖に向けて九木埼付近を北東進中、航海士が、大王埼に接近する針路に変針する際、初めて航行する海域であったが、予定針路付近の浅所等を調査していなかったため、予定針路上にある浅所に気付かず、同浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	